

国の一時支援金概要（鹿児島県内事業者向け）

<p>1 主な要件</p>	<p>(1) 2021年1月～3月の緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けたこと ※ 県内の旅行関連事業者は、「外出自粛の影響を受けた」事業者とみなされます。 ※ 旅行関連事業者以外にも、宣言地域内の時短要請対象飲食店と直接又は間接取引がある事業者なども対象となりえます。</p> <p>(2) 2019年比または2020年比で、2021年の1月、2月または3月の売上が50%以上減少</p> <p>(3) 1月～3月に時短営業の要請を受けた、時短要請協力金支給対象飲食店は対象外</p>
<p>2 給付額</p>	<p>上限：中小法人等60万円，個人事業者等30万円 （2019年または2020年の1月～3月の合計売上）－（2021年の対象月*の売上×3か月） *対象月は、1月～3月の中から事業者が選択</p>
<p>3 申請期間</p>	<p>5月31日（月）まで *申請期限に間に合わない合理的な理由がある場合、2週間程度延長。 延長希望者は、5/31までに申請IDの発行，延長申込が必要</p>
<p>4 申請方法</p>	<p>オンライン申請 *オンライン申請が困難な方はサポート会場利用（要事前予約。0120-211-240）。 県内のサポート会場はホテルマイステイズ鹿児島天文館2F（鹿児島市山之口町2-7）</p>

旅行関連事業者

飲食事業者（昼間営業等の飲食店等），宿泊事業者（ホテル，旅館等），旅客運送事業者（タクシー，バス等），自動車賃貸業，旅行代理店事業者，文化・娯楽サービス事業者（博物館，美術館，動物園，植物園，水族館，公園，遊園地，公衆浴場，興業場，興業団等），小売事業者（土産物店等）等

※詳しくは国のホームページで必ず御確認ください。

2021年5月 鹿児島県商工政策課（099-286-2935）作成

国の月次支援金概要(鹿児島県内事業者向け)

1 主な要件	<p>(1) 2021年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置(以下「対象措置」という。)に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること</p> <p>(2) 対象月の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少</p> <p>※ 対象月：2021年4月以降で、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月</p> <p>※ 2021年4月においては、南薩(枕崎市、南九州市、南さつま市、指宿市)、熊毛、奄美の旅行関連事業者は「外出自粛の影響を受けた」事業者とみなされます。5月において該当となる地域は後日お知らせします。</p> <p>※ 対象措置を実施する都道府県に所在する休業、時短営業要請対象飲食店と直接又は間接取引がある事業者なども対象となりえます。</p> <p>(3) <u>対象月に時短営業の要請を受けた、時短要請協力金支給対象飲食店は対象外</u></p>
2 給付額	<p>上限：中小法人等20万円、個人事業者等10万円</p> <p>(2019年または2020年の基準月の売上) - (2021年の対象月の売上)</p> <p>* 基準月：2019年又は2020年における対象月と同じ月</p>
3 申請期間	<p>4月・5月分は6月中下旬～8月中下旬、6月分は7/1～8/31</p>
4 申請方法	<p>オンライン申請 * オンライン申請が困難な方はサポート会場利用</p>
5 特記事項	<p>給付に当たっては、一時支援金の仕組みを用いることで提出書類等の簡略化を図る。</p>
6 事務局相談窓口	<p>TEL：0120-211-240 (IP電話等からは、03-6629-0479 (通話料発生))</p>

※以上は5月18日時点の情報です。

詳しくは国のホームページで必ず御確認ください。

2021年5月 鹿児島県商工政策課 (099-286-2935) 作成